

令和3年3月19日

新型コロナウイルス感染症への今後の対応について

1 現在の感染状況

本県が緊急事態宣言の対象区域から2月28日をもって解除されて3週間近くが経過しました。この間、県民及び事業者の皆様には、宣言期間中に引き続き、不要不急の外出自粛や営業時間の短縮などの厳しい措置に対し御理解と御協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

新規陽性者数は、3月に入り、宣言期間中と比べて大きく減少していますが、このところ下げ止まりが見られています。この要因として、高齢者施設や医療機関におけるクラスターが相次ぎ、これに伴う陽性者が全陽性者数の約4割を占めていることが大きいと考えられます。

一方、1月13日に緊急事態宣言の対象区域となって以降、飲食店でのクラスターは発生しておらず、また、現時点の新規陽性者数を地域別に見た場合、宣言期間中と比べ、最大の繁華街を抱える福岡市での発生が大きく減り、飲食店の営業時間短縮を一部緩和した3月以降も、その水準が続いていることから、飲食店に起因する陽性者は少なくなっていることが推測されます。

次に、病床使用率は、宣言解除時点の約37%から一時は25%台にまで改善したものの、最近では30%前後に留まっており、前回の対策本部会議で示したシミュレーションに比べると高めに推移しています。この要因も、3月以降、高齢者施設や医療機関でのクラスターが相次ぎ、新規陽性者に占める高齢者の割合がこれまでの平均の2倍以上となる約55%に達し、入院の必要な方が増えたことにあると分析しています。この影響を除くと、宣言解除以降、大幅に改善しています。

また、重症病床使用率は、宣言解除以降で最も低い10.8%となっています。このことから、医療機関への負荷が大きい状況にはないと考えています。

以上の感染状況や医療提供体制を踏まえ、専門家に伺ったところ、現在の状況を改善する上で、高齢者施設における感染防止対策を徹底することが重

要であり、感染の再拡大（リバウンド）の兆候が明らかとなった場合には速やかに必要な対策を検討することを前提として、飲食店に対する営業時間の短縮などの要請を解除しても構わないのではないかとの意見をいただきました。

また、市町村も同様の意見であり、国とも協議を行った結果、現在、県民の皆様をお願いしている不要不急の外出自粛や飲食店に対する営業時間の短縮などの要請については、3月21日（日）をもって解除します。

県では、要請の解除後も、感染が再拡大しないよう、特に次の取組みに力を入れてまいります。

まず、高齢者施設におけるクラスターの発生を防止するため、施設職員を対象としたPCR検査事業を引き続き実施し、職員の受検を促していくほか、通所介護事業所等も含め、感染防止対策の徹底を改めて呼び掛けてまいります。

また、次の感染拡大に備え、国の基本的対処方針や関係通知に基づき、医療関係者や市町村の皆様と協議を重ねながら、現在の病床確保計画を見直し、病床の追加確保など医療提供体制の維持・強化を図ってまいります。

新型コロナの発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として感染拡大防止につながるワクチン接種については、医療従事者等への接種を進め、住民接種を行う市町村に対する支援等、円滑な実施に努めてまいります。

県民及び事業者の皆様には、再度、外出の自粛や営業時間の短縮といった厳しい対応をお願いすることにならないよう、社会全体でリバウンド防止を図っていくため、3月22日（月）以降、次のとおり御協力をお願いします。

2 県民及び事業者に対する要請

(1) 県民への要請

- ① 飲食店の利用は、少人数、2時間以内とすること。深酒をせず、会話の際は、マスクを着用し、大声を避けること。(個人宅等での会食を伴う集まりも含む)。
- ② 「感染防止宣言ステッカー」掲示店など、適切な換気が行われ、座席間の距離も十分で、飛沫の飛散防止(アクリル板等の設置など)等の感染防止対策が徹底され、混雑していないお店を選ぶこと。
- ③ 外出や移動にあたっては、目的地の感染状況、利用する施設の感染防止対策をよく確認して、混雑していない時間と場所を選ぶこと。
特に発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控えること。
- ④ 施設や店舗を利用する場合は、「人にうつさない」、「人からうつされない」、「自分が感染しているかもしれない」という意識を常に持って行動すること。
- ⑤ 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」を実施すること。

※ 別添「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」(新型コロナウイルス感染症対策分科会)を参考に、感染防止対策を徹底すること。

(2) 飲食店への要請

- ① 少人数、滞在時間を2時間以内とするよう利用客に促すこと。
- ② 換気や座席間の距離の確保、飛沫の飛散防止に有効なアクリル板等の設置など、業種別ガイドラインに従った感染防止策の徹底と「感染防止宣言ステッカー」の掲示等により、取組みを実施している旨を明示すること。

※ 別添「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」(新型コロナウイルス感染症対策分科会)を参考に、感染防止対策を徹底すること。

(3) 事業者への要請等

- ① 高齢者施設等におけるクラスターの発生が入院者数増加の最も大きな要因となっているため、施設における基本的な感染防止対策を再確認するとともに、以下の取組みを積極的に進めること。
 - 県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。
 - ※ 県では、高齢者施設や障がい者施設の入所者は、特に重症化リスクが高いため、これらの方と接する可能性がある施設職員を幅広く対象とした無料のPCR検査事業を昨年12月から実施中。
 - 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。
 - 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
 - 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。
 - 施設で陽性者が出た場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
 - 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。
- ② 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進すること。
- ③ 職場においては、感染防止のための取組み※を行い、「三密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。特に、職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。

※ 手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等

(4) 学校等の取り扱い

- 授業・学校行事・部活動等における感染防止策について、児童・生徒・学生等への徹底を要請する。

(5) 催物(イベント等)の開催制限の要請【令和3年4月11日まで】

(特措法第24条第9項)

- ① 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合
 - 5,000人又は収容定員の50%以内(上限10,000人)のいずれか大きい方。(収容定員の50%を超える場合は別紙1を参照。)
- ② 大声での歓声、声援等が想定される場合等
 - 収容定員の50%以内(上限10,000人)
 - ただし、参加者の位置が固定されている場合は、異なるグループ間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名まで)内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、参加人数は収容人員の50%を超える場合もありうる。
- ③ 収容定員が設定されていない場合は、密集の回避や飲食制限等の感染防止対策を行った上で、十分な人と人との間隔(1m)を設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能であること。
- ④ スマートフォンを活用した接触確認アプリ(COCOA)について、周知すること。

※ 別紙1及び別紙2に留意すること。

(6) 県主催イベントの対応について

上記(5)と同様の取り扱いとする。

※ 対応状況は、県のホームページに随時掲載する。

(7) 季節の行事に伴う感染対策について

- 県民の皆様においては、(1)①及び③が満たされないおそれがあるため、卒業旅行、謝恩会、歓送迎会、花見に伴う宴会は控えること。
- 公園等の管理者においては、花見に伴う宴会を控えていただくよう、住民への周知や看板の設置、放送等による呼びかけ等の対策を実施すること。

緊急事態宣言解除後の地域における リバウンド防止策についての提言

令和3年2月25日（木）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の会食の在り方

別紙1

『本文書は、これまでの経験を踏まえ、感染リスクが高いと考えられる場（飲み会）を想定して作成されたものである。』

換気が良く、座席間の距離も十分に、
適切な大きさの亚克力板も設置され、
混雑していない店を選択。

食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、
会話の時はマスクを着用。

人数が増えるほどリスクが高まる。できるだけ、
同居家族以外では
いつも近くにいる4人まで。

外出はすいた時間と場所を選んで。
特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えて。

卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控えて。
花見は宴会なしで。

仕事は組織トップが決意を示し、リモートワークで。

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【人数】1グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

III. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

IV. 【大声】店内で会話の声が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

V. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人、感染や濃厚接触の可能性のある人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

イベント開催時の必要な感染防止策①

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

① マスク常時着用の担保
 ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求めめる。
 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。

② 大声を出さないことの担保
 ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
 *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③ ①～②の奨励
 ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
 *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと
 *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラップ等の鳴り物を禁止すること等）

④ 手洗
 ・こまめな手洗の奨励

⑤ 消毒
 ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒

⑥ 換気
 ・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気

⑦ 密集の回避
 ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限

⑧ 身体的距離の確保
 ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨ 飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例：観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩ 参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <p>*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</p>
⑪ 参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ(CCOA)や各地域の通知サービスへの奨励 <p>*アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</p>
⑫ 演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 <p>*来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。</p>
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例【別紙2】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例

音楽

クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、等のコンサート

演劇等

現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等

舞踊

バレエ、現代舞踊、民族舞踊等

伝統芸能

雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等

芸能・演芸

講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等

公演・式典

各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等

展示会

各種展示会、商談会、各種ショー

※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ

大声での歓声・声援等が想定されるものの例

音楽

ロックコンサート、ポップコンサート等

スポーツイベント

サッカー、野球、大相撲等

公営競技

競馬、競輪、競艇、オートレース

公演

キャラクターショー、親子会公演等

ライブハウス・ナイトクラブ

ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ

（注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱う。